

企業年金基金ニュース

No. 45

発行日 令和3年12月17日
発行者 電子情報技術産業企業年金基金
東京都千代田区岩本町3-5-5
岩本町三丁目ビル5階
(03-5809-3188)

企業年金基金の概況
(令和3年11月30日現在)

実施事業所数	187 社
加入者数	21,947 人
年金受給者数	434 人

1. 年金受給者の皆様へ源泉徴収票をお送りします

当基金より令和3年中に年金をお支払いした受給者の皆様へ、令和4年1月中旬～下旬に「令和3年分 公的年金等の源泉徴収票」をお送りします。

企業年金基金よりお支払いする年金は、税法上「公的年金等の雑所得」の扱いとなり年金額の多寡にかかわらず一律7.6575%相当の税金が源泉徴収されることとなります。

他の所得（国の年金等）を含め確定申告にて税金の調整が行われ、源泉徴収された税金の精算をしていただくこととなります。

2. 令和3年度税制改正について

令和3年度税制改正により、令和4年1月1日以降の退職者について短期退職手当等が適用されます。

この改正に伴い一時金の請求の際に添付していただく「退職所得の受給に関する申告書」の様式が改訂されます。現在、基金ホームページに掲載中の基金提出用の申告書は、令和4年1月上旬頃に新様式に変更する予定です。

短期退職手当等の詳細につきましては、国税庁ホームページ等にてご確認ください。

3. 基金業務スケジュールについて

令和3年12月分の届書の締切日	令和4年1月7日（金）
-----------------	-------------

令和3年12月分掛金納入告知書等発送日	令和4年1月18日（火）
---------------------	--------------

ご不明な点等ございましたら、業務課（電話：03-5809-3189）までご連絡ください。

4. 年末年始の事務の取扱いについて

当基金の年末年始の事務の取扱いは下記のとおりとさせていただきます。

年末年始のご多忙の時期ですが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

年末の事務の取扱い	令和3年12月28日（火）まで
-----------	-----------------

年始の事務の取扱い	令和4年1月4日（火）から
-----------	---------------

5. 今年もお世話になりました

今年もあと数日を残すばかりとなりました。この一年、事業主ならびに事務担当者の皆様には、当基金の事業運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

どうぞ皆様にはご健康に留意いただき、良い新年を迎えられますようご祈念申し上げます。

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるようご配慮願えれば幸いです。